

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令案・新旧対照表 目次

- 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（附則第二項関係）
- 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（附則第二項関係）

○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（附則第二項関係）

（傍線部分は今回改正部分）

		改 正 案	
2 5 6	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>初等中等教育分科会</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 公立の義務教育諸学校等の教育職員 の給与等に関する特別措置法（昭和四 十六年法律第七十七号）第五条の規定 により読み替えて適用する地方公務員 法（昭和二十五年法律第二百六十一号 ）第五十八条第三項の規定により読み 替えて適用する労働基準法（昭和二十 二年法律第四十九号）第三十二条の四 第三項、理科教育振興法（昭和二十八 年法律第八十六号）第九条第一項、 産業教育振興法（昭和二十六年法律第 二百二十八号）及び教育職員免許法（ 昭和二十四年法律第四百七十七号）の規 定に基づき審議会の権限に属させられ た事項を処理すること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>(分科会)</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、 これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち 、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
		現 行	
2 5 6	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>初等中等教育分科会</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 理科教育振興法（昭和二十八年法律 第八十六号）第九条第一項、産業教 育振興法（昭和二十六年法律第二百二 十八号）及び教育職員免許法（昭和二 十四年法律第四百七十七号）の規定に基 づき審議会の権限に属させられた事項 を処理すること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>(分科会)</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、 これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち 、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>